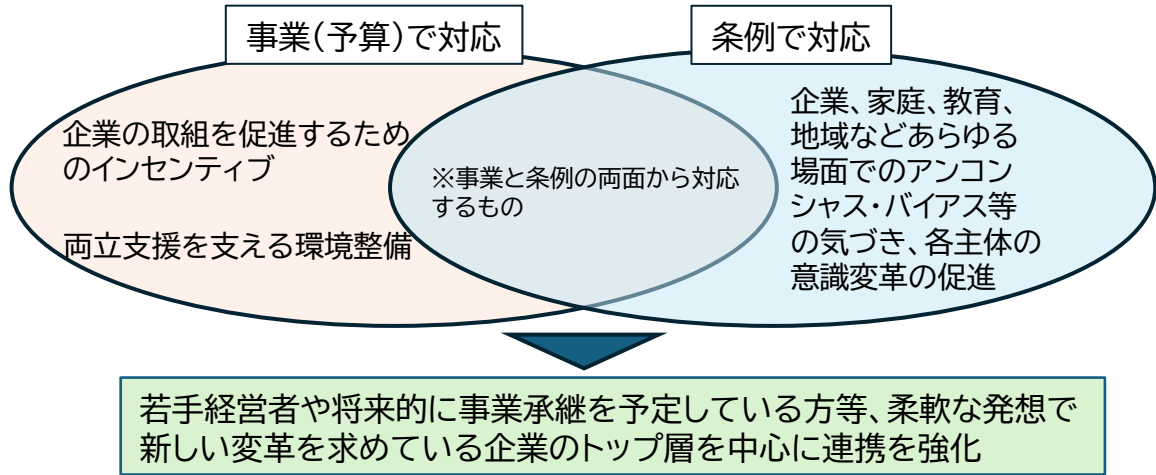


ジェンダーギャップ解消基本戦略における行政の出口戦略

1 出口戦略の基本的な考え方



2 条例の考え方(男女共同参画推進条例との比較)

	男女共同参画推進条例	ジェンダーギャップ条例 (仮称)
背景	<p>上位の法律である、「男女共同参画社会基本法」には条例の制定義務はないものの、<u>47都道府県、696市区町村が条例を制定</u></p> <p>※同法第14条には、都道府県における基本計画策定義務の規定がある</p>	<p><u>上位の法律はないが、「女性活躍推進法」の基本方針と同様の趣旨に基づき策定。</u></p> <p>※他県の状況 (いずれも条例名は仮称)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都 (女性の活躍に関する条例) →策定に向けて議論している 広島県 (男性の家庭生活における活躍の推進に関する条例) →議会で異論がでて、進んでいない
目的	<p><u>男女共同参画社会基本法の理念をふまえ、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現のために、県民及び事業者、市町と協働して取り組む</u></p>	<p><u>人口減少の観点から、女性をはじめ、だれもがその個性や能力を發揮して活躍できる環境整備を進めるため、県・事業者・経済団体・県民の責務を定め、具体的な取組を進める</u></p>
構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的 2 定義 3 基本目標 4 各主体の責務 (県、県民、事業者) 5 県と市町の協働 6 <u>基本計画の策定※</u> 等 <p>※具体的な内容は計画で記載</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的 2 基本理念 3 各主体の責務 (県、事業者、経済団体、教育機関、県民(家庭) 等) <p><u>【内容は今後検討※】</u></p> <p>※多様な働き方の実現、仕事と家庭の両立等</p>
要素	<p>条例第8条に基本計画の策定を規定</p> <p>※以下は基本計画の構成要素</p> <ol style="list-style-type: none"> ①雇用等における女性活躍 ②仕事・子育ての両立 ③男女共同参画意識の普及 ④政策方針過程への参画 ⑤性の多様性の理解促進 ⑥性暴力の防止 等 <p>※男女共同参画、男女平等に向けたあらゆる分野が対象</p>	<p><u>左記のうち①、②、③を中心に記載</u></p> <p>※ 条例内で記載</p>